

繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文

繊維製品品質表示規程（平成九年十月一日 通商産業省告示第五百五十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（表示事項）
第一条（略）

（表示事項）
第一条（略）

（定義）

（定義）

第二条1～3（略）

第二条1～3（略）

4 この規程において「はつ水性」とは、繊維製品の表生地について、次の各号に掲げる試験を行つた場合に、日本工業規格「一〇九二（繊維製品の防水性試験方法）の7・2に規定するはつ水度が、すべての試験片について「一級以上」である性質をいう。

一 同規格の6・2・1c)に規定するC法（家庭用電気洗濯機を用いる方法）による処理（以下「水洗い処理」という。）を三回繰り返したのち、同規格の7・2に規定する方法により行う試験

二 同規格の6・2・2a)に規定するA法（パークロロエチレン法）によるドライクリーニング処理（以下「パークロロエチレン法ドライクリーニング処理」という。）を三回繰り返したのち、同規格の7・2に規定する方法により行う試験

三 同規格の6・2・2b)に規定するB法（石油系法）によるドライクリーニング処理（以下「石油系法ドライクリーニング処理」という。）を三回繰り返したのち、同規格の7・2に規定する方法により行う試験

（新設）

4 この規程において「はつ水性」とは、繊維製品の表生地について、次の各号に掲げる試験を行つた場合に、日本工業規格「一〇九二（繊維製品の防水性試験方法）の6・2に規定するはつ水度が、すべての試験片について「一点以上」である性質をいう。

一 同規格の5・2a)に規定するC法（家庭用電気洗濯機を用いる方法）による処理（以下「水洗い処理」という。）を三回繰り返したのち、同規格の6・2に規定する方法により行う試験

二 同規格の5・2b)に規定するドライクリーニング処理を三回繰り返したのち、同規格の6・2に規定する方法により行う試験

第三条～第七条 (略)

(はつ水性に関する特例)

第七条の二

(略)

2 前項に規定する場合を除き、第二条第四項に規定する試験を

した場合にはつ水度が二級未満である試験片を含む纖維製品であつて、当該試験の水洗い処理又はドライクリーニング処理(パークリロロエチレン法ドライクリーニング処理又は石油系法ドライクリーニング処理)を省略した場合にすべての試験片のはつ水度が二級以上であるものについては、それぞれ水洗い又はドライクリーニングをした場合においてはつ水効果が失われる旨を付記する場合に限り、第三条第三号に規定する表示を付記する場合に限り、第三条第三号に規定する表示をすることができる。この場合において、需要者が第三条第三号の規定による表示と同時に明確に確認し得る方法により表示しなければならない。

第三条～第七条 (略)

(はつ水性に関する特例)

第七条の二

(略)

2 前項に規定する場合を除き、第二条第四項に規定する試験をした場合にはつ水度が二点未満である試験片を含む纖維製品であつて、当該試験の水洗い処理又はドライクリーニング処理を省略した場合にすべての試験片のはつ水度が二点以上であるものについては、水洗い又はドライクリーニングをした場合においてはつ水効果が失われる旨を付記する場合に限り、第三条第三号に規定する表示をすることができる。この場合において、需要者が第三条第三号の規定による表示と同時に明確に確認し得る方法により表示しなければならない。

第八条～第九条 (略)

別表第一(第一条関係) (略)

別表第二(第二条関係) (略)

第八条～第九条 (略)

別表第一(第一条関係) (略)

別表第一(第二条関係) (略)

ポリクラール纖維	(略)	纖維
三・〇パーセント	(略)	水分率

ポリクラール纖維	(略)	纖維
三・〇パーセント	(略)	水分率

ポリ乳酸繊維	(新設)
ガラス繊維	○・○パーセント

別表第三（第五条関係）

- 一 (略)
- 二 ブラジャー、コルセットその他のファンデーションガーメント及びショーツ、キャミソールその他の装飾下着
- 三 (略)

ガラス繊維	(新設)
ガラス繊維	○・○パーセント

別表第三（第五条関係）

- 一 (略)
- 二 ブラジャー、コルセットその他のファンデーションガーメント
- 三 (略)

四 レース生地及びレース生地を使用して製造し又は加工した衣料品等（手工レース製品を含む。）のレース生地を使用した部分	四 ケミカルレース生地及び表生地にケミカルレース生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
五 レース生地（地組織を有するものに限る。以下この号において同じ。）及び表生地にレース生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等の地組織以外の部分	五 レース生地（地組織を有するものに限る。以下この号において同じ。）及び表生地にレース生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等の地組織以外の部分
六 衣料品等（手工レース製品に限る。）	六 衣料品等（手工レース製品に限る。）
七 レース生地を使用して製造し又は加工した衣料品等（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）のレース生地を使用した部分	七 レース生地を使用して製造し又は加工した衣料品等（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）のレース生地を使用した部分
八 ハイ	八 ハイ
九 ハイ	九 ハイ
十 ハイ	十 ハイ
十一 ハイ	十一 ハイ

八 和紡式の糸又は肩糸、ノイル若しくは反毛を使用する紡毛式又は空紡式の糸及びこれを使用して製造した生地（以下この号及び第十六号において「和紡糸等生地」という。）並びに表生地に和紡糸等生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等

八の二	屑糸、ノイル又は反毛を原料として製造した詰物
九	ネットヤーン、スラブヤーン等の変り糸及びこれを使用して製造した生地（以下この号及び第十六号において「変り糸生地」という。）並びに表生地に変り糸生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
十	起毛された織物及びニット生地（以下この号及び第十六号において「起毛生地等」という。）並びに表生地に起毛生地等のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
十一	植毛された織物及びニット生地（以下この号及び第十六号において「植毛加工生地等」という。）並びに表生地に植毛加工生地等のみを使用し製造又は加工した衣料品等
十二	組成纖維の一部が麻である糸（麻以外の組成纖維の全部又は一部が綿又はビスコース纖維のものに限る。）及びこれを使用して製造した生地（以下この号及び第十六号において「麻混用生地」という。）並びに表生地に麻混用生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
十三	オパール加工を施した生地（以下この号及び第十六号において「オパール加工生地」という。）及び表生地にオパール加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
十四	コーティング加工を施した生地、樹脂含浸加工を施した生地（合成皮革を除く。）、ポンティング加工を施した生地又はラミネート加工を施した生地（以下この号及び第十六号において「コーティング等樹脂加工生地」という。）及び表生地にコーティング等樹脂加工生地のみを使用して製造し又是加工した衣料品等
十五（十八）	（略）

（新設）	十二	ネットヤーン、スラブヤーン等の変り糸及びこれを使用して製造した生地（以下この号及び第十九号において「変り糸生地」という。）並びに表生地に変り糸生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
	十三	起毛された織物及びニット生地（以下この号及び第十九号において「起毛生地等」という。）並びに表生地に起毛生地等のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
	十四	植毛された織物及びニット生地（以下この号及び第十九号において「植毛加工生地等」という。）並びに表生地に植毛加工生地等のみを使用し製造又は加工した衣料品等
	十五	組成纖維の一部が麻である糸（麻以外の組成纖維の全部又は一部が綿又はビスコース纖維のものに限る。）及びこれを使用して製造した生地（以下この号及び第十九号において「麻混用生地」という。）並びに表生地に麻混用生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
	十六	オパール加工を施した生地（以下この号及び第十九号において「オパール加工生地」という。）及び表生地にオパール加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
	十七	コーティング加工を施した生地、樹脂含浸加工を施した生地（合成皮革を除く。）、ポンティング加工を施した生地又はラミネート加工を施した生地（以下この号及び第十九号において「コーティング等樹脂加工生地」という。）及び表生地にコーティング等樹脂加工生地のみを使用して製造し又是加工した衣料品等
	十八（二十一）	（略）

混用率の許容範囲は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ各号に定めるとおりとする。

一 混用率が百パーセントである旨を表示する場合は、毛にあつてはマイナス三パーセント、毛以外の纖維にあつてはマイナス一パーセント。ただし、屑糸、ノイル又は反毛を使用する紡毛式又は空紡式の糸及びこれを使用して製造し又は加工した纖維製品に、その組成纖維の混用率が百パーセントである旨を表示する場合であつて、屑糸、ノイル又は反毛を使用した紡毛式又は空紡式の糸である旨又はその糸を使用した旨を付記する場合は、マイナス五パーセント

二～四 (略)

別表第五（第六条関係）（略）

別表第六（第六条、第七条関係）

一 (略)

二～三 (略)

五 表生地の一部にレース生地（地組織を有するものに限る。）を使用して製造し又は加工した衣料品等のそのレース生地を使用した部分の地組織以外の組成纖維（地組織である旨を示す用語を付記する場合に限る。）

六 (略)

別表第七（第七条の二関係）

混用率の許容範囲は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ各号に定めるとおりとする。

一 混用率が百パーセントである旨を表示する場合は、毛にあつてはマイナス三パーセント、毛以外の纖維にあつてはマイナス一パーセント。ただし、屑糸、ノイル又は反毛を使用する紡毛式の糸及びこれを使用して製造し又は加工した纖維製品に、その組成纖維の混用率が百パーセントである旨を表示する場合であつて、屑糸、ノイル又は反毛を使用した紡毛式の糸である旨又はその糸を使用した旨を付記する場合は、マイナス五パーセント

二～四 (略)

別表第五（第六条関係）（略）

別表第六（第六条、第七条関係）

一 (略)

二 裏毛ニット生地又は裏毛ニット生地を生地として使用している衣料品等については、裏毛の組成纖維（表である旨を示す用語を付記する場合に限る。）

三～四 (略)

五 表生地の一部にレース生地（地組織を有するものに限る。）を使用して製造し又は加工した衣料品等のそのレース生地を使用した部分の地組織以外の組成纖維（地組織である旨を示す用語を付記する場合に限る。）

六 (略)

別表第七（第七条の二関係）

一 日本工業規格JIS-O-2-7の2・2の表1 (洗い方(水洗い)の番号一〇七の取扱い絵表示)	二 日本工業規格JIS-O-2-7の2・2の表4 (ドライクリーニング)の番号四〇一の取扱い絵表示	三 日本工業規格JIS-O-2-7の2・2の表4 (ドライクリーニング)の番号四〇二の取扱い絵表示	四 日本工業規格JIS-O-2-7の2・2の表4 (ドライクリーニング)の番号四〇三の取扱い絵表示
水洗い処理	石油系法ドラ イクリーニン グ処理	パークロロエ チレン法ドラ イクリーニン グ処理	パーキロロエ チレン法ドラ イクリーニン グ処理

一 日本工業規格JIS-O-2-7の2・2の表1 (洗い方(水洗い)の番号一〇七の取扱い絵表示)	二 日本工業規格JIS-O-2-7の2・2の表4 (ドライクリーニング)の番号四〇三の取扱い絵表示	三 日本工業規格JIS-O-2-7の2・2の表4 (ドライクリーニング)の番号四〇三の取扱い絵表示
(新設)	(新設)	(新設)